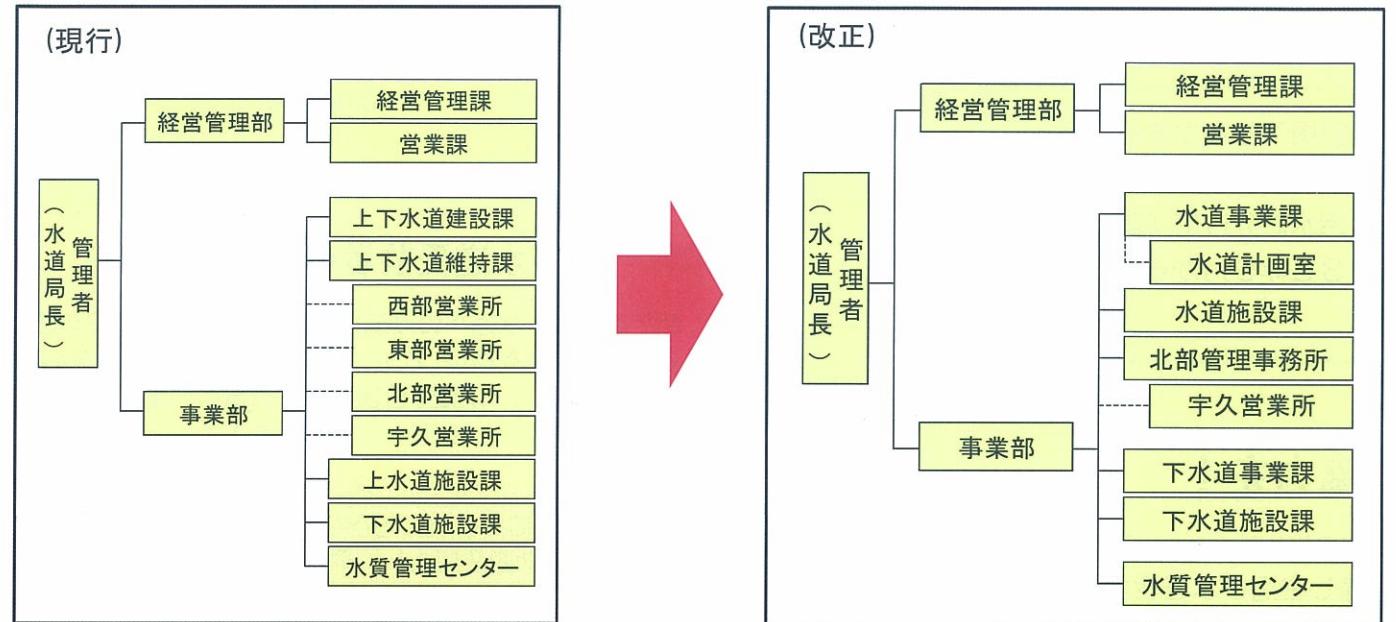


## 水道局の体制が変わります

水道局は、平成23年4月1日に機構改革を実施します。水道及び下水道施設の建設から維持までを一体的に行うとともに、一部の営業所を廃止し、閉鎖するなど、経営健全のため効率的な組織の再編を行います。安全安心な水の安定供給と下水の安定処理を推進してまいりますので、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いします。



水道だより（No.11）では、今年で下水道供用開始50周年を迎えるため本市の下水道のあゆみや役割について紹介いたします。また、4月から水道局が新たな体制に変わりますのでその内容についてお知らせいたします。



## インフォメーション

### 転居届けは水道局にも、忘れずに！！

#### 水道の使用を始めるとき

入居の際には、水が出る場合でも必ずご連絡ください。

#### 水道の使用を中止されるとき

お引越しの日が決まりましたら、3日前までにご連絡ください。メーターを検針し料金を精算します。また、水道をしばらく使用しない場合もご連絡ください。

【受付時間】平日8時30分～17時15分

### コンビニで水道料金の支払いができます

4月納付分から開始します。ご都合に合わせて、いつでも支払うことができ、大変便利です。詳しくは納付書をご覧ください。

### 毎月納付に 変更することができるようになります

水道料金の支払いが、毎月できるようになります。

毎月納付を希望されるお客さまは、お電話でお申込みください。

毎月納付を希望されないお客さまは連絡不要です。

### 口座振替のご利用を！

口座振替は料金のお支払いのために金融機関などへ出向く必要が無く、払い忘れの心配もありません。できるだけ口座振替のご利用をお願いいたします。

○お問い合わせ…営業課



## 目次

### ○公共下水道供用開始50周年

### ○水道局の体制が変わります

### ○インフォメーション

- ・転居届けは水道局にも、忘れずに！！
- ・コンビニで水道料金の支払いができます
- ・毎月納付に変更できるようになります
- ・口座振替のご利用を！

お問い合わせは  
**佐世保市水道局 ☎ 24-1151 (代表)**

## 年表

年号	年	月	記事
昭和	21	4	下水道事業測量調査開始
	23	4	市最初の下水管布設工事着手
	24	4	公共下水道事業計画に基づく下水管渠工事着手
	36	3	千尽下水処理場第1期築造工事完成
	4	9	企業局水道部に下水道課(工務係、処理場係)を新設して業務開始
	49	12	公共下水道事業計画変更認可一針尾処理区の追加
	61	3	千尽処理区を中部処理区に名称変更
	4	3	針尾処理区供用開始
	13	8	公共下水道事業計画変更認可 —中部処理区の変更、西部処理区の追加
平成	15	12	佐世保駅周辺再開発地区の再生水事業供用開始
	19	9	公共下水道事業計画変更認可 —中部処理区の変更(有福処理分区の追加)
	22	4	西部処理区供用開始
	23	9	公共下水道供用開始50周年

## 施設紹介

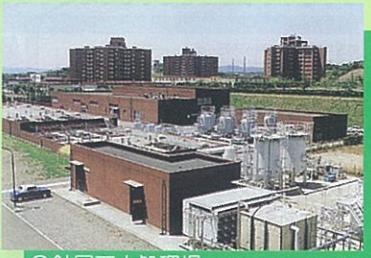
本市では、市内を中部、針尾、西部、江迎の4処理区に区分し、処理区ごとに下水道終末処理施設を配置して、公共下水道の整備を進めています。



○中部下水処理場（稻荷町3番1号）  
愛称：中部エプレンター



○西部下水処理場（椎木町418-4）  
愛称：西部エプレンター



○針尾下水処理場  
(ハウステンボス町5番3号)  
愛称：針尾エプレンター



○江迎浄化センター  
(江迎町埋立2番地1)  
愛称：江迎エプレンター

# 公共下水道供用開始 50周年



佐世保市の下水道事業は、昭和23年に戦後復興下水道事業により、高砂町付近に延長270mの汚水管を布設したのが最初です。

昭和24年に国の事業認可を受けて、雨水と汚水に分けて排除する分流式の下水道建設事業に本格的に着手し、昭和36年9月から供用を開始して以来、平成23年で50周年を迎えます。

## 下水道の普及促進にご協力を！

公共下水道を利用できる区域の家屋は、供用開始後3年以内に水洗便所に切り替えることが下水道法で定められています。下水道を整備し生活排水をきれいにして自然に返すことは、環境の美化と快適な暮らしの維持、川や海の水質保全につながりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※トイレの水洗化等の工事は、水道局指定の下水道排水設備指定工事店へお申込みを。

## 下水道が整備されると…



川や海がきれいになります



水洗トイレに改造できます



清潔で住みよい環境になります

## 再生水事業について

佐世保市は、平成6～7年に、今まで経験したことのない大渇水に見舞われ、市民の生活はもとより経済活動にも多大な影響をもたらしました。

これを教訓として、市民には「水を大切にする」習慣を大事にしていただくとともに、渇水に強い街づくりを進めるため、節水型街づくりの一環として、下水処理水の再利用を促進し、水資源の有効利用を進めています。

【計画区域】 佐世保駅周辺再開発区域及び周辺公共施設  
(新みなとターミナル、JR佐世保駅など)

【用途】 水洗トイレ洗浄水

## 上手に使いましょう！みんなの下水道

●水洗トイレには溶ける紙を使ってください



●台所のゴミは流さないでください

●アルコールやガソリンを流してはいけません（事故や火災の原因になります）

排水管のつまりの原因や下水処理場の機能低下に繋がります。

●マンホールにゴミや土砂を捨ててはいけません



## お知らせ

### 公共下水道供用開始区域の公示と 受益者負担金賦課対象区域の公告

本年3月までに公共下水道工事が完了した区域の供用開始の公示と平成23年度受益者負担金賦課対象区域の公告（縦覧）を行います。

【供用開始縦覧期間】3月31日～4月13日

【賦課対象縦覧期間】4月1日～14日

【縦覧場所】下水道事業課窓口

○お問い合わせ・・・下水道事業課

## お願い

### 下水道受益者申告書の提出を

新たに公共下水道への接続が可能となり、平成23年度から受益者負担金を納付していただく皆様へ、申告書を4月初旬に発送します。4月26日までに申告書の地番・地積等を確認し、記名捺印して提出してください。

（江迎負担区）

4月14日までに申告書の内容を確認し、記名捺印及び負担金の納入方法を必ず記入して提出してください。

※申告書が受益者負担金算出の基礎となります。

※該当者確認のため固定資産情報、住民登録情報、給水装置工事設備台帳を利用します。

○お問い合わせ・・・下水道事業課

## 受益者負担金制度とは？

公共下水道の整備には多くの建設資金と長い年月を要します。下水道施設は下水道が整備された区域の方しか利用できないため、公共下水道の整備によってその利用をうける区域の土地所有者などの皆様に事業費の一部負担をしていただく制度です。

下水道の一日も早い整備のためにご協力をお願いします。

